

幼児教育・保育無償化に伴う関係例規の整備について

1 規則

- (1) 富津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則
 - ・特定地域型保育事業の連携施設について認可基準と整合（連携施設の確保義務の緩和）
 - ・食事の提供に要する費用の取扱いの変更
- (2) 富津市子ども・子育て支援法施行細則
 - ・無償化対象者の利用者負担基準額を零とする改正
 - ・子育てのための施設利用給付（新設）の確認申請
- (3) 富津市保育の利用に関する規則
 - ・対象に認定こども園、家庭的保育事業の追加
 - ・保育所等利用基準及び保育所等利用調整基準を規定
- (4) 富津市保育料徴収規則
 - ・無償化対象者の保育料月額を零とする改正
- (5) 富津市立保育所給食費徴収規則（新規制定）
 - ・副食費を徴収することになったため、月額を規定
- (6) 富津市一時保育実施規則
 - ・料金設定の見直し
 - ・無償化対象外の給食費を区分

2 要綱

- (1) 富津市第3子以降給食費補助金交付要綱（新規制定）
 - ・保育料第3子以降無料化の対象者の給食費の徴収免除のため、補助制度を新設
- (2) 富津市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱（新規制定）
 - ・未移行幼稚園において実費徴収する給食費の補助制度を新設

3 施行日 令和元年10月1日